

意見書（案）第32号

特別支援学校に実効性ある「設置基準」の速やかな策定を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者	三鷹市議会議員	紫 野 あすか
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	前 田 ま い
〃	〃	栗 原 けんじ

特別支援学校に実効性ある「設置基準」の速やかな策定を求める意見書

比較的障がいの重い児童・生徒が学ぶ特別支援学校の在籍数は、この10年間で1.23倍（約3万人増）になっているにもかかわらず、これまで学校建設は極めて不十分であった。2019年の文科省調査でも不足している教室は、全国で3,162教室にも上っている。

1つの教室をカーテンやつい立てで仕切り、2教室として使用していたり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したり、体育館や運動場や校庭を使用できる回数が少なく、廊下や玄関ホールで体育の授業をせざるを得ない学校も多数存在しているのが現状である。

その他、学校規模や子どもの数が増えた地域では、トイレが足りず休み時間に行列ができる、給食を必要数作ることができない、スクールバスでの通学時間が1時間を超える、密を避けられない等、児童・生徒の学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かす、人権侵害とも言える状況が続いている。

この状況は、障害者権利条約第24条「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」にも反するものでもある。

こうした事態を招いた根源には、学校教育法に定められている学校の中で唯一、特別支援学校のみ「設置基準」が策定されていなかったということがある。

関係者の長年にわたる願いと運動に応え、中央教育審議会初等中等教育分科会は10月に特別支援学校に設置基準を策定すること、不足教室の解消に向けた施設整備の推進を国に求めることなどを含む、今後の初等中等教育の在り方に関する「中間まとめ」を公表した。このことは評価されるものではあるが、今後さらなる具体化を図るためにも関係者から丁寧な意見・要望を聞き、「設置基準」が具体性・実効性のあるものとするのが求められる。

また、現存する学校に対しても今の過密・過多状態の解消は急務である。

よって、本市議会は、政府に対し、障がいを持つ子どもたちが健やかな学校生活を送るために、特別支援学校に実効性のある「設置基準」の速やかな策定を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司